3　携帯移動地球局（中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、チャネル間隔が180kHzのもの　200kHz	［新設］
4　携帯移動地球局（中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、チャネル間隔が1.08MHzのもの　1.4MHz	［新設］
［第81～第85　略］	［第81～第85　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定無線設備等） **第二条**　法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。 ［一～十一の十八　略］ 十一の十九　設備規則第四十九条の六の九第一項及び第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備（設備規則第四十九条の二十三の七第一項及び第二項においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局の無線設備を含む。） 十一の十九の二　設備規則第四十九条の六の九第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備（設備規則第四十九条の二十三の七第一項及び第三項においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局の無線設備を含む。） 十一の十九の三　設備規則第四十九条の六の九第一項及び第六項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備（設備規則第四十九条の二十三の七第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局の無線設備を含む。） ［十一の二十～八十七　略］ ［2　略］	（特定無線設備等） **第二条**　［同上］ ［一～十一の十八　同上］ 十一の十九　設備規則第四十九条の六の九第一項及び第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備（設備規則第四十九条の二十三の七においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局の無線設備を含む。） 十一の十九の二　設備規則第四十九条の六の九第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備 十一の十九の三　設備規則第四十九条の六の九第一項及び第六項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備 ［十一の二十～八十七　同上］ ［2　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（特定無線局の開設の根本的基準の一部改正）

第四条　特定無線局の開設の根本的基準（平成九年郵政省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（電気通信業務を行う特定無線局） **第二条**　包括免許に係る二以上の特定無線局であって、電気通信業務を行うことを目的として開設するものは、次の各号の条件を満たすものでなければならない。 ［一～五　略］	（電気通信業務を行う特定無線局） **第二条**　［同上］ ［一～五　同上］